

平成 29 年度運輸安全マネジメント

1. 輸送の安全に関する取り組み

(1) 輸送の安全に関する基本的な方針

社長及び役員（社長以外の役員をいう。以下同じ）は、安全管理体制の整備に努めるとともに、輸送の安全確保の為、社員を適切に指揮し、社員共々に車両及び施設・設備を総合的に活用する。

【 安全方針 】

- ① 輸送の安全確保が事業経営の根幹であることを深く認識し、社長及び役員・社員一同、安全確保に最善の努力を尽くします。
- ② 輸送の安全に関する法令及び関連する規定を遵守し、厳正かつ忠実に職務を遂行します。
- ③ 安全管理体制を適切に維持するために不断の確認を励行します。
- ④ 輸送の安全に関する情報については、積極的に掲示し公表します。

(2) 輸送の安全に関する計画

*平成 29 年度目標と計画について

- ・死亡事故・重大事故・飲酒運転・無免許運転を**ゼロ**にします。
及び「乗務中の各種事故」については**昨年度 27 件の 37%相当である 10 件を減少**します。特に自社車庫の**構内事故を 10 件全て減少**させます。
(上記の重大事故とは「自動車事故報告規則第 2 条に規定する事故」)
- ・目標の事故件数：**17 件以内**とします。
- ・取組期間：平成 29 年 4 月より平成 30 年 3 月 31 日までの 1 年間とします。

平成 29 年度の安全に関する目標

- ① 死亡事故、重大事故、飲酒運転、無免許運転をゼロ件にします。

* 上記の重大事故とは自動車事故報告規則第 2 条に規定する事故を指す。

(3) 自動車事故報告規則第 2 条に規定する事故に関する統計

* 平成 28 年度の達成状況

- ・ 自動車事故報告規則第 2 条に規定する重大事故は（当社側の責任度は皆無に近い事故）発生しませんでした。
- ・ 交通事故等各種事故全ての事故の減少目標 19 件の 21%の減少で 15 件以内を目指したところ 180%増加の 27 件の発生であり目標を達成出来ませんでした。

- ① 平成 28 年度は 4 月 1 日より平成 29 年 3 月 31 日までの期間。
尚、平成 28 年度の死亡事故、飲酒運転、無免許運転は皆無です。
- ② 自動車事故報告規則第 2 条に規定する重大事故は 0 件です。（再掲）
尚、当社側の過失責任はありません。

(4) 輸送の安全に関する計画

輸送の安全の確保が最も重要であるとの意識を徹底し、関係法令及び安全取組み規定に定められた事項を遵守し、諸費用の支出や投資を積極的かつ効率的に行ない、又、必要な情報の伝達を行なうと共に共有して参ります。

更に、阪急阪神ホールディングス及び阪神電気鉄道株式会社のグループ企業として密接に協力し、グループ経営理念に則り、輸送の安全の向上に努めて参ります。

以下具体的な目標及び計画を示します。

- ① 点呼は「対面点呼の実施」で、免許証はじめ対面による健康状態、名札や服装、携行品の点検、アルコール感知器によるチェック記録、日常点検実行の確認に努め、マナー運転、安全運転の為の的確な指導を行う。
- ② 荷主指示の（安全運転の取組み）を推進し、評価点数及び評価ランクの向上の為、弊社独自の目標「目指せ4冠」（無事故・無違反、Aランク、苦情無し、当日休無し）の全員達成を目指す。
- ③ 無事故無違反の優良乗務員を増加させ表彰する。（創立記念日4月1日表彰）
- ④ 月別「安全標語」を決定し募集の提出者の増加を図り採用者を表彰する。
- ⑤ 乗務員全員のSDカード記録確認を年一回実施して運転者自身の安全意識を向上啓発する。
- ⑥ 全免許保持者は京都府トラック協会主催のトラック・セーフティー・ラリーイベント（11月から翌年1月）に参加し全乗務員無事故をめざす。
- ⑦ 輸送安全委員会（安全衛生委員会）を毎月定期に開催し安全の為の審議を行い、事故原因の分析・究明をはかり、再発防止の具体策を検討する。
- ⑧ 「無事故日数」を毎日掲示し安全意識の啓発に努める。
- ⑨ 交通安全講習会を当社の加入する協同組合と共に開催し、講師は外部の専門機関より派遣を受け、当社に關係する協力企業等の乗務員はもちろん、作業員も積極参加させ、その為の残業代を負担する。
- ⑩ 自動車安全運転センターと契約し、毎年8月全乗務員のSDカードの確認を行う費用を持つと共に当社の事業所としての安全性の分析診断評価の費用も負担する。
- ⑪ 事故再発者や長期休養からの復帰時には外部のデルタ自動車免許教習所にて実車による4時間教習を受講させ、新入乗務員には交通事故対策機構や当社産業医委託先の京都工場保健会等で「雇い入れ講習・適正診断」を受診させる。

- ⑫ 乗務員の「安全4冠」達成者へ手当を支給し安全業務への啓発に役立たせる。
- ⑬ 乗務員は乗務中に体験した「ヒヤリ・ハット」情報をドラレコ等で提出し、輸送の安全へ貴重なデータとして役立て、管理者は乗務員指導に活用する。
- ⑭ 荷主である環境政策局各まち美化事務所と交通安全及び作業の安全について報告の場を持ち、所属課側との情報交流を定期的に行なう。
- ⑮ 下記5点の輸送の安全研修や安全教育に努める。
 - 1) 交通安全講習会を春季、秋季の定期、及び事故発生時等臨時に開催する。
 - 2) 新規契約社員などに必ず安全作業講習会を開催し徹底すると共に定期的に作業の安全教育を実施する。
 - 3) 事故再発者や療養復帰者は教習所等を通じ個別に安全教習を実施する。
(再掲)
 - 4) 運行データの自主的な自己確認を慣習化し安全へ自己チェックを図る。
 - 5) 運行管理者、整備管理者の法定講習やトラック協会、京都陸運支局などの法令セミナーに積極的に参加する。
- ⑯ 内部評価委員会を組織し、6ヶ月間毎に運輸安全マネジメントの各取組みの評価分析を行い、チェック項目に従い評価すると共にチェックの年間計画を立案する。評価終了後、報告書をすみやかに社長・統括責任者等に提出する。
- ⑰ 事故・災害・火災等の緊急対策訓練や救急救命講習を実施し、チェックすると共に緊急連絡体制を最新に整備した連絡体制を保持する。
- ⑱ 全社員の定期検診の実施と特定診断項目の受診へ検討を毎年行う。
- ⑲ 精密検診が必要な者や治療が必要な者には必ず受診させチェックする。
- ⑳ 輸送の安全点検結果を基に次年度の安全方針や施策を検討し策定する。
- 21 この「運輸安全マネジメント」の取組みを平成29年度の取組みとし、外部へも弊社ホームページ等で公表・掲示し、要望があれば情報提供する。以上